

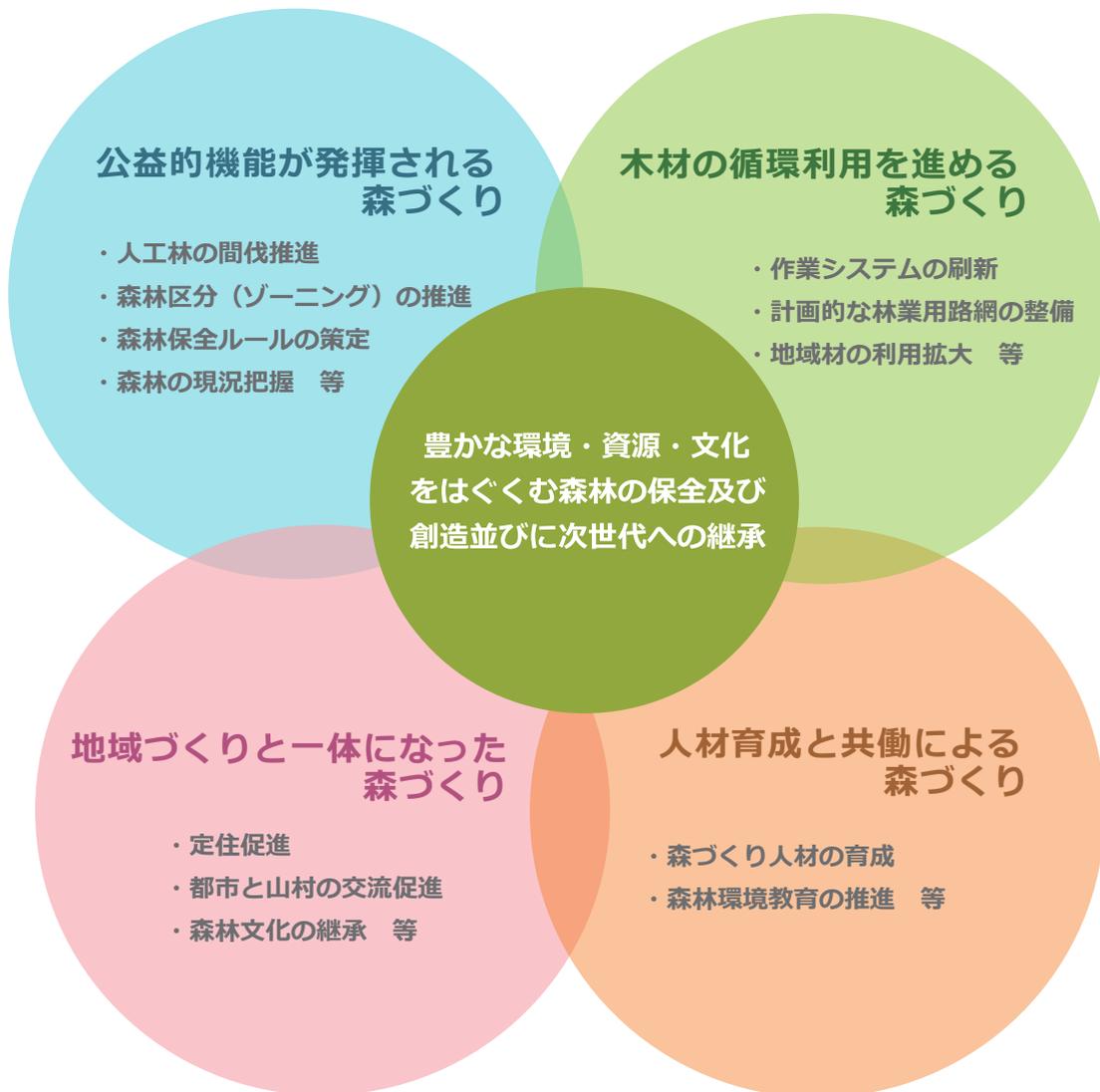


## 第6章 豊田市の森づくり基本施策

第5章で掲げた『公益的機能が発揮される森づくり』を中心とする4つの基本理念を実現するため、これから取り組んでいく基本的な施策を次のとおり定めます。

### 1 森づくりのための主要施策の体系

市は、国・県・（公財）矢作川水源基金が実施する補助事業等に市の独自施策を加えて、各種施策を実施します。実施にあたっては、専門家の助言を得ながら、その効果や安全性等を確認するためのモニタリングを行い、検証と見直しを図ります。



<基本理念ごとの主要施策の体系>

## 2 森林管理の基本方針

『公益的機能が発揮される森づくり』を中心とする4つの基本理念を実現するためには、森林の立地条件等に応じて森林を適切に区分（ゾーニング）し、それぞれの区分に沿った将来の森林の姿を設定し、将来目標に向けた施業を実施することが大きなポイントになります。森林所有者の意向を確認しながら森林区分等を定め、さらに、それを実現するための20年先、100年先を見越した長期的な森林管理の基本方針を定めます。

### （1）森林区分（ゾーニング）と人工林の目標林型の設定

#### ① 森林区分の設定

新・森づくり構想では、これまでの森林区分を再整理し、立地条件等に応じた新たな森林区分を、次のとおり設定します。立地条件等には、地形・傾斜・現存植生、河川（沢）までの距離などの自然的な特性と、林分蓄積及び道路からの距離等の経済的な特性があり、この両面から判断して森林を区分します。なお森林区分や目標林型（P.12）の設定については、地域森づくり会議方式（P.26）による団地化を通して、森林所有者に提案し協議した上で決定します。

#### ＜新しい森林区分＞

森林区分記号		(A)	(B)	(C)	(D)
現況		人工林		天然林	
森林区分名称		木材生産林	針広混交誘導林	利用天然林	保全天然林
位置付け		公益的機能を損なわない範囲内で、効率的な作業システムにより適時に木材を生産する場所	公益的機能が高く、かつ管理コストの低い森林を目指して、ゆるやかに天然広葉樹の育成を図り、針広混交林又は天然林に誘導する場所	所有者に天然林として利活用する意志があり、里山林として利用していく場所、一般市民に開放する森林公園等	生態系保全や防災上の観点から天然林のまま保護することが望ましく、自然の植生遷移（必要に応じて保全対策）に委ねる場所
推進基準	立地条件等の特性	木材生産の経済的な立地条件が良く、かつ防災上制約の少ない場所等	尾根部などの生産不利地や、急傾斜地や河川（沢）沿い、0次谷、脆い地質など防災上重要な場所等	急傾斜地や河川（沢）沿い、0次谷など防災上重要な場所以外の場所等	生態系保全や急傾斜地など防災上の観点から天然林の維持が必要な場所等
	木材生産の適・不適	適地	不適地	—	—
管理基本方針		・間伐 ・路網等の基盤整備 ・単層人工林 ・当面は長伐期施業を想定	・間伐 ・新規路網整備は極力控える ・既存の広葉樹等を生かし混交林化	・拡大造林はせずに天然林を維持	・自然の植生遷移
将来（100年後）の森林像		公益的機能の高い人工林	針広混交林 又は天然林	天然林	天然林
将来の管理コスト（目標）		中	低	中	低

#### ② 人工林の目標林型の設定

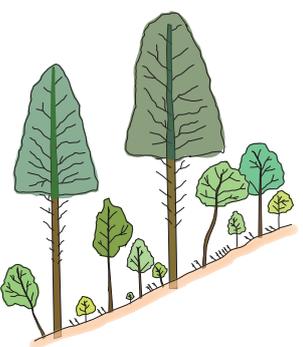
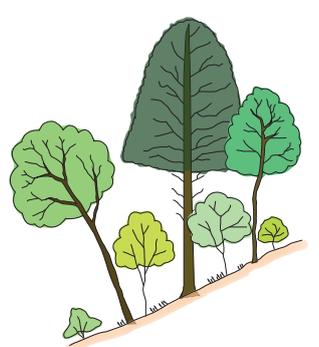
森林区分後の作業として、対象とする林分をどのような森林に導くのかという林分単位での目標設定が必要です。このような将来目標となる森林の姿のことを「目標林型」と言いますが、市の人工林の目標林型として、次のとおり(A) 木材生産林では「標準型」と「長伐期型」、(B) 針広混交誘導林では「ヒノキ・スギ型」と「混交型」の計4つを設定します。

## (2) 将来木施業の導入

新・森づくり構想における新たな取組として、「将来木施業」と呼ばれる施業を順次導入します。将来木施業とは目標林型を目指した施業のことで、間伐の選木においてその林分で最終目標まで育てる木（将来木）を選び、目標径級を設定した上で、その成長を妨げる隣接木を順番に伐っていく施業法のことです。気象災害に強い森づくりを重視して、将来木の個体としての安定性と、林分としての安定性を組み合わせて、豊かな林分構造を求めています。

これまで市が主に取り組んできた切置き間伐は、過密人工林一掃という目標を達成するために、間伐量を拡大しながら健全林へ誘導する「緊急対策」という性格を有していましたが、将来木施業の考え方はこれとは異なり、目標林型に向かって逆算方式（バックキャスト）で施業を行う「将来対策」という性格を有しています。また、不良木や劣勢木など「伐採する木」だけを選木するという従来の方法から、最終目標まで「育成する木」をまず選ぶという選木法の転換も必要となります。

### <人工林の目標林型と将来木施業の方法>

森林区分		(A) 木材生産林		(B) 針広混交誘導林	
細区分		標準型	長伐期型	ヒノキ・スギ型	混交型
目指す姿		木材生産に資するヒノキ・スギが生育。下層植生が十分に存在	大径木生産に資するヒノキ・スギが生育（有用広葉樹を含む）。階層構造が発達	健全で大径のヒノキ・スギが生育。亜高木層～低木層の天然広葉樹が生育し、階層構造が発達	高木性の天然広葉樹が生育し、ヒノキ・スギと混交林を形成。階層構造が発達
仕立て目安 (注)	目標径級	40～50cm程度	80cm程度	80cm程度	80cm程度
	立木本数	400本/ha程度	150本/ha程度	150本/ha程度	50～70本/ha程度
	林齢の目安	90～100年生 (30～40年後)	130～150年生 (70～90年後)	130～150年生 (70～90年後)	160～180年生 (100～120年後)
選木基準		不良木や劣勢木が多く存在する場合は、それらを主に間伐。その後、将来木（健全性と経済性を重視）を選木し、その成長を妨げる木を主に間伐	将来木（健全性と経済性を重視）を選木し、その成長を妨げる木を主に間伐	将来木（健全性を重視）を選木し、その成長を妨げる木を主に間伐。亜高木層～低木層の天然広葉樹の育成に配慮	高木性の天然広葉樹、またはヒノキ・スギの将来木（健全性を重視）を選木し、その成長を妨げる木を主に間伐
イメージ図					

(注) 仕立て目安は、ヒノキ・スギの将来木を対象としたもので、林齢の目安の（）内は、現在の林齢を60年生と仮定した場合の残りの年数。

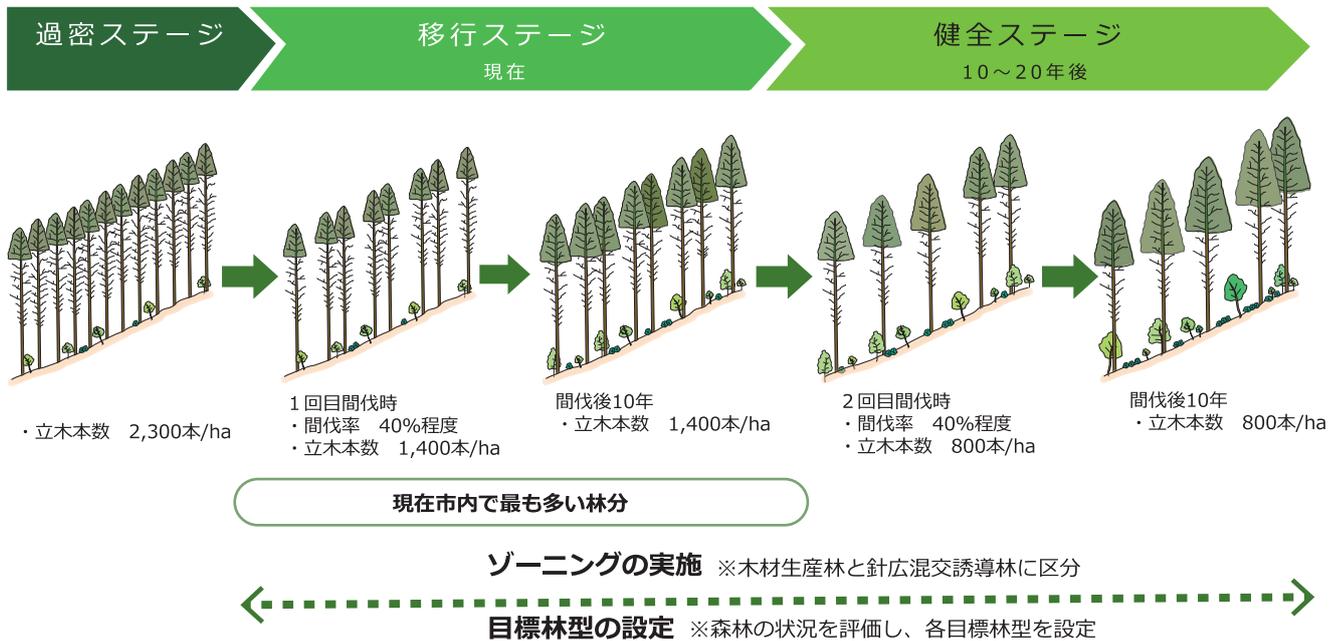
### (3) これからの森林施業の長期的方針（施業体系図）

森林の現状に応じた長期的指針（施業体系）を、次のとおり例示的に図示します。

#### ① 人工林の場合

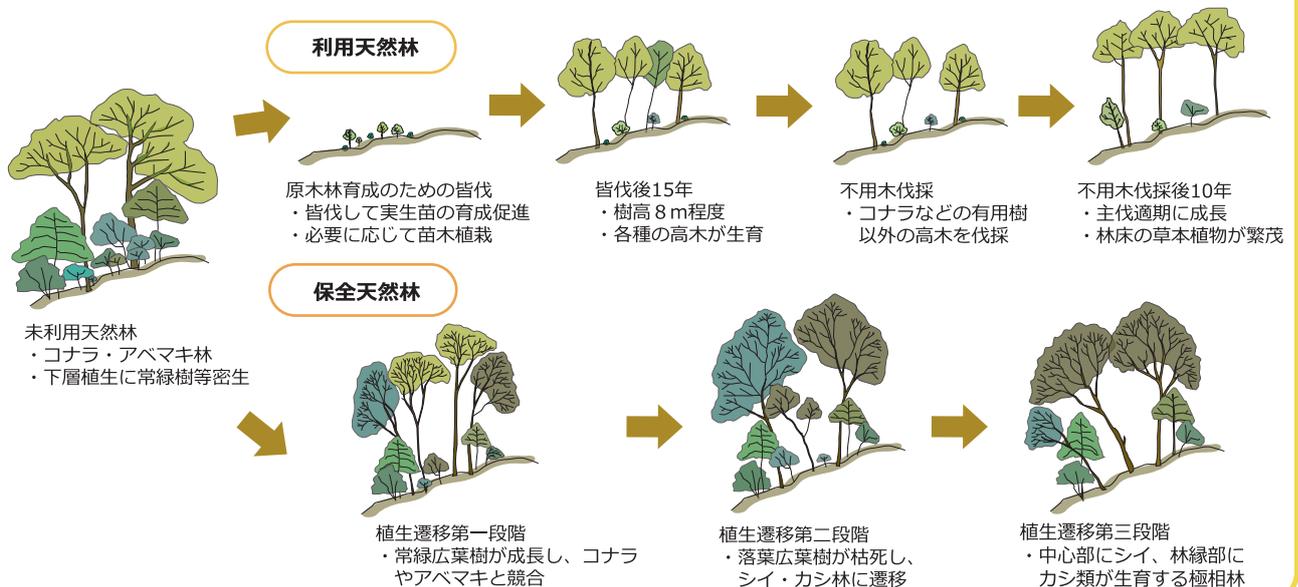
市はこれまで当初の森づくり構想（2007年3月策定）に沿って、過密ステージにあった人工林を対象として、40%程度の切置き間伐を中心に実施してきました。まだ残っている過密ステージの林分については、今後も切置き間伐等を継続します。これに併せて、これまでの取組の成果で移行ステージの林分が増えてきたことから、移行～健全ステージ前後を目安として、森林所有者との協議を踏まえ、木材生産林（区分（A））と針広混交誘導林（区分（B））のどちらかへ森林を区分します。さらに、区分に応じた目標林型も設定し、そこに向けた将来木施業をスタートさせます。なお、年数が経過すると森林も

#### <人工林の施業体系>



（注）新・森づくり構想では、人工林の健全度を判定する指標として、立木本数（/ha）によるステージ区分を行った。2009年度から市が取り組んでいる間伐モニタリング調査の結果から、立木本数と下層植生の回復状況（植被率）の関係を分析し、1,600本/ha以上の人工林は過密ステージ、1,000~1,600本/haは移行ステージ、1,000本/ha未満は健全ステージ（成熟ステージ含む）と区分した。

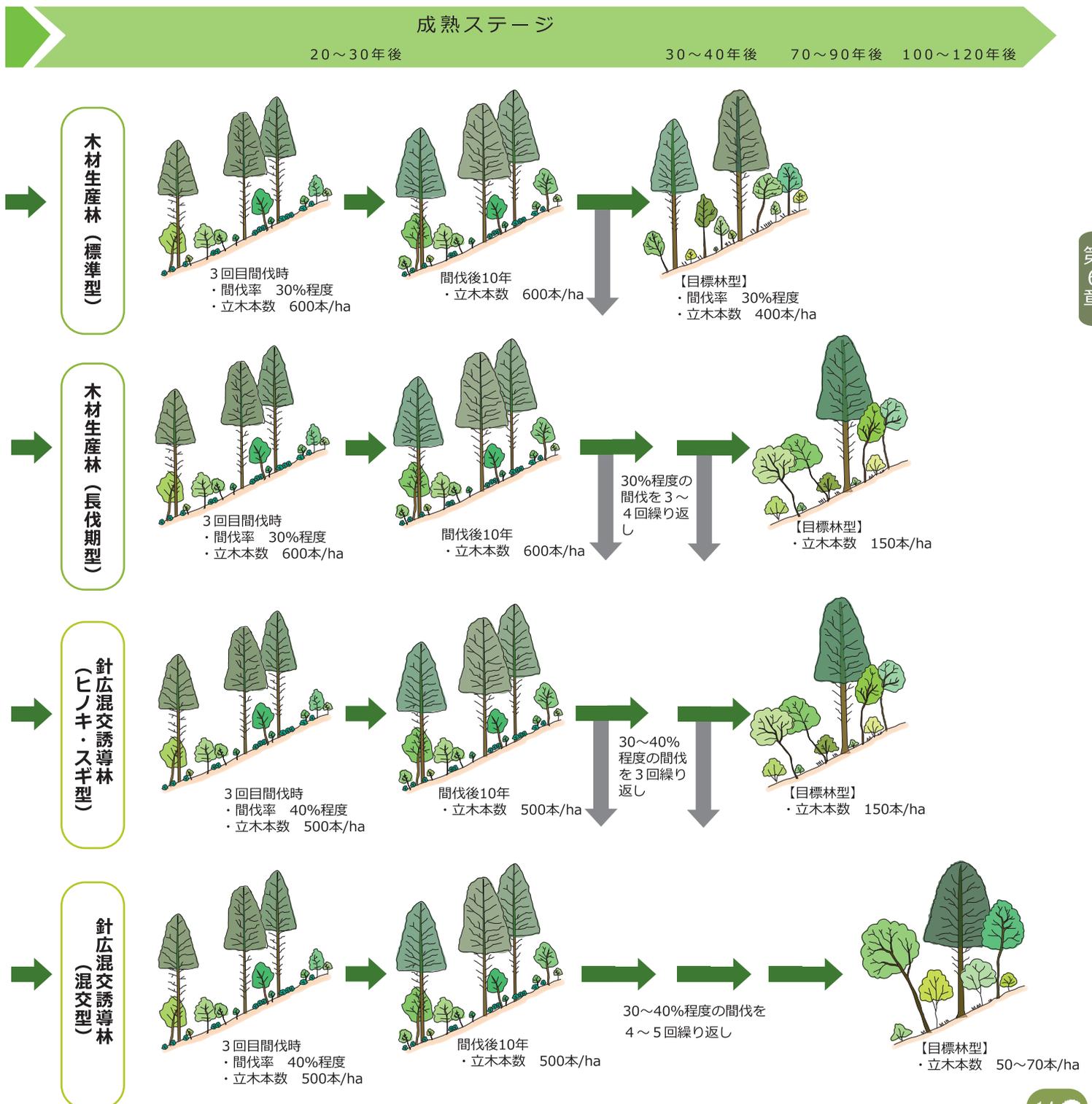
#### <天然林の施業体系の一例>



変化するため、この区分は固定的ではなく、森林の状況等に応じて木材生産林「標準型」から木材生産林「長伐期型」へ変更するなど柔軟に対応します。

## ② 天然林の場合

利用天然林（区分（C））では、きのご栽培のための原木林やレクリエーションの場など里山林として利用する天然林を目指します。保全天然林（区分（D））では植生遷移させながら天然林として維持していきます。ただし、貴重な動植物等の保護を目的とする場合には、積極的に保全策をとる場合もあります。

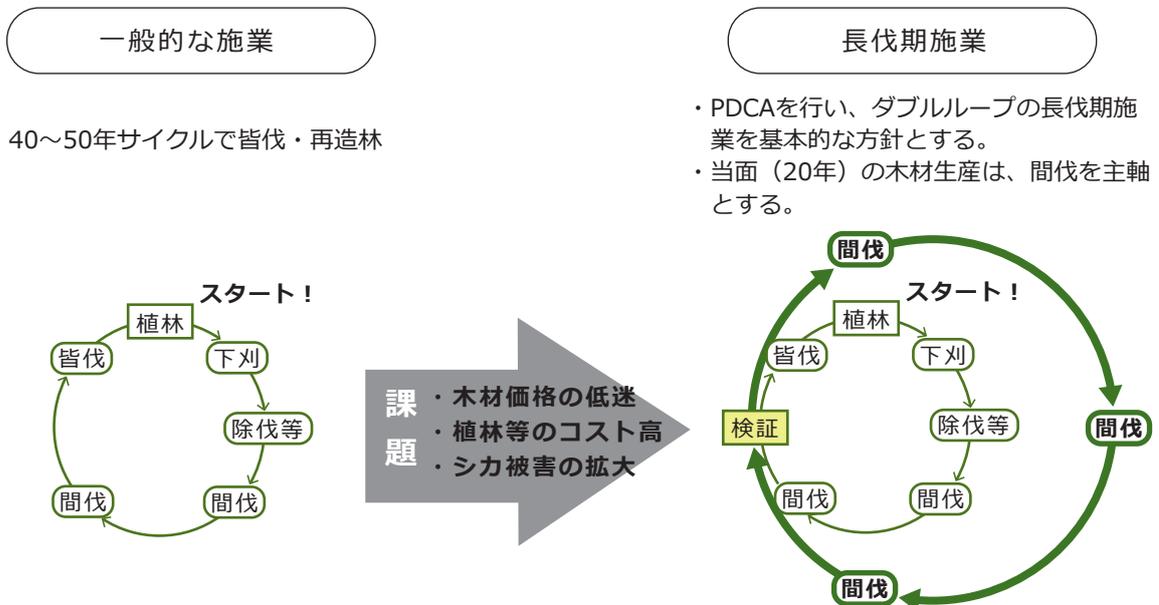


## (4) 木材生産林における主伐

現在、市内の人工林の平均林齢は、50～60年生のヒノキ・スギが多数を占めており、いわゆる「主伐期」を迎えています。これまで日本では、40～50年生の森林を皆伐し再造林を行う施業が基本とされてきましたが、林業をとりまく厳しい現状を踏まえ、市は下図のとおり「長伐期施業」を木材生産林における当面の方針として設定します。

こうした方針を設定する背景には、木材価格の低迷による厳しい採算性の他に、シカなどによる食害の拡大、植栽や獣害対策などにかかる再造林費用の増大など多くの課題が山積しているからです。条例では、木材の循環利用を掲げていますが、一般的な皆伐施業の40～50年周期ではなく、90～100年以上を周期とする長期的な視点での循環利用を当面は想定することとします。ただし主伐の具体的な時期等については、現在の課題解決が前提となるため、木材価格の動向把握や再造林の低コスト化の研究などを進め、下図のとおり検証した上で設定します。

なお長伐期施業を進めるにあたっては、単なる主伐の先送りではなく、「将来木施業」といった高度な選木技術を導入し、優良大径木の生産や一部有用広葉樹の活用など、将来の森の価値を高める森づくりを進めます。



<長伐期施業の考え方>

### ◆コラム◆ 下層植生の保護

森林の持つ保水等機能をも高め洪水被害を低減するには、草や低木などの下層植生を林内に繁茂させ、森林土壌を保護する必要があります。また針広混交誘導林については、広葉樹を林内に育成していく必要もあります。このため、間伐を実施し林内の光環境を改善するだけでなく、間伐時の下層植生の刈払いについては伐倒等の安全作業に支障のない範囲で控えることや、路網開設や林業機械による林内作業の際は下層植生の保護に十分に配慮するなど、保全型の林内作業に取り組みます。



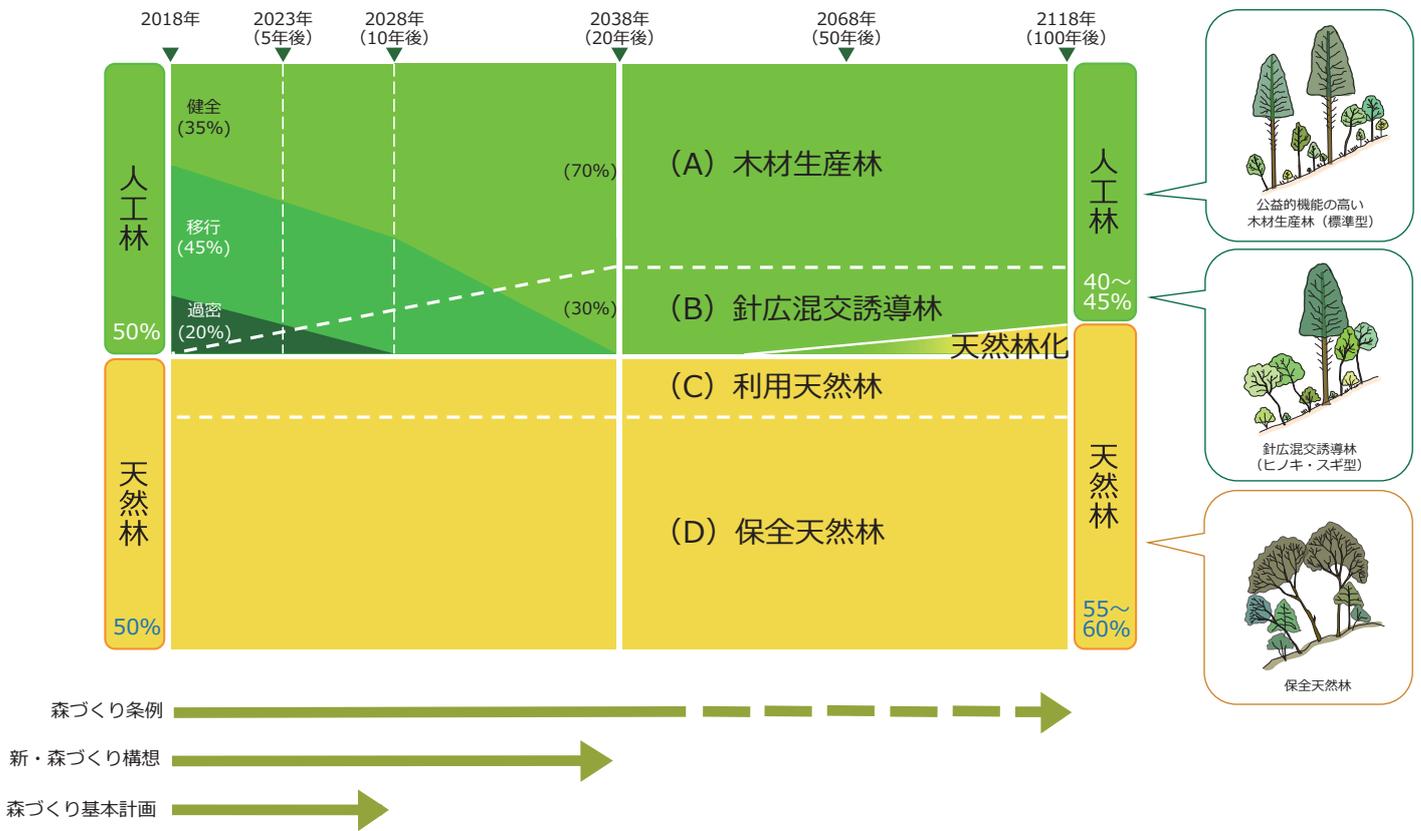
<間伐により、明るくなった森林>

## (5) 森林の整備目標

(3) の施業体系に基づき、当面おおむね20年かけて、すべての人工林を健全ステージに誘導するとともに、100年先の森林の将来像に向けた森づくりを進めます。

(A) 木材生産林については、路網の整備や高性能林業機械の積極的な活用等により、さらに経済性の高い人工林に育成します。なお、下層植生を繁茂させることにより、公益的機能の発揮にも十分配慮した施業を推進します。

一方、尾根部などの成長の悪い場所や、急傾斜地や河川(沢)沿いなど防災上重要な場所((B) 針広混交誘導林)においては、人工林の間伐を進め緩やかに広葉樹の育成を図り、複層の林分構造にすることで公益的機能が高く、かつ管理コストを抑えた人工林に誘導します。その一部は天然林化し、およそ100年後には、現状約50%を占める天然林は55~60%程度まで増加すると想定します。



<間伐作業>

(注1) 現状の人工林の比率は、統計上森林面積の57%であるが、約7%を占める植栽されたマツ林の大半が枯損して天然林化していると考えられるため、ヒノキ・スギの人工林率を概数で50%とした。

(注2) (A) 木材生産林と(B) 針広混交誘導林の各割合はイメージであり、森林所有者の意向や森林の状況によって増減する。

(注3) 今回の見直しに際して市全域について航空写真解析を行い、人工林のうち過密ステージ(1,600本/ha以上)は約20%、移行ステージ(1,000~1,600本/ha)は約45%、健全ステージ(1,000本/ha未満)は約35%と推定した。

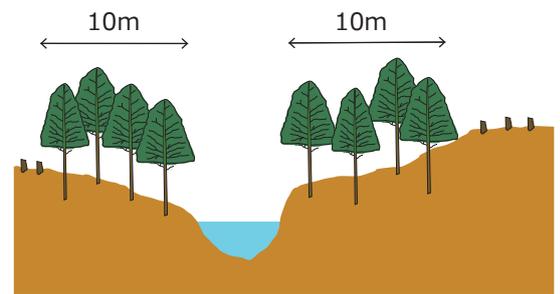
## (6) 森林保全のためのルール設定

当初の森づくり構想（2007年3月策定）は、2000年の東海豪雨災害を大きな契機として策定されたことから、豊田市の森づくりの最重要課題として、土砂災害防止や水源かん養など森林のもつ公益的機能の回復を設定しました。また、拡大造林期に植林した森林資源が利用期に入り、全国的には木質バイオマスの需要が急拡大していることから、今後は市内においても皆伐の発生等が予想されます。(A) 木材生産林にて積極的な地域材の生産・利用を図りながらも、こうした高まる伐採圧に対処するために、急傾斜地や河川（沢）など防災上重要なエリアを守り、また大規模皆伐を抑制する新たなルールを設定します。

### ① 山地災害等防止において重要なエリアの保全

市が2005年度に実施した東海豪雨災害調査によると、沢抜けや斜面崩壊が発生した被害地のほとんどは傾斜35度以上の急傾斜地であり、河川（沢）や0次谷の崩壊が多く見られました。一般的に急傾斜地ほど被害が発生しやすいと言われ、また源頭部付近の0次谷と呼ばれる地形は雨水が集中し、崩壊の発生源になりやすいことが知られています。

このことから、山地災害等防止のために特に重要な下記の3つのエリアについて、皆伐は原則控えるルールを設定します。また、新規の林業用路網の開設は【急傾斜地】【0次谷】では原則控えるとともに、【河畔林・湖畔林】では保護林帯以外のエリアへの路線の変更を検討します。



<保全する河畔林等のイメージ図>

- 【急傾斜地】 傾斜35～40度以上の傾斜地、かつ谷側に被災対象（民家、道路等の施設）のあるエリア
- 【河畔林・湖畔林】 河畔沿い両側10mの保護林帯
- 【0次谷】 0次谷、かつ谷側に被災対象（民家、道路等の施設）のあるエリア

### ② 大規模皆伐に関する上限面積等の設定

皆伐は自然環境に与える影響が大きく、とりわけ皆伐後10～20年の期間はヒノキやスギ等の根株が腐り、樹木の根による斜面崩壊防止機能を極端に低下させ、山地災害のリスクを高めます。地域材の生産・利用を積極的に推進しつつも、こうしたリスクを低減するために、別に定める森林保全のガイドライン（仮称）において、1か所あたりの皆伐上限面積の設定など必要な措置を講じます。



<九州地方の大規模皆伐地>

### ③ 森林保全ルールの運用

森林保全ルールの運用は、森林保全のガイドライン（仮称）及び豊田市森林整備計画を基準として、森林法の伐採届出制度において市が審査し、必要に応じて現地確認をした上で、森林所有者や林業事業者に対して指導を行います。

### 3 木材の循環利用のための長期の指針

#### (1) 木材資源の動向

豊田市は約63,000haの森林を抱え、ヒノキ・スギの人工林の蓄積量は約900万 $\text{m}^3$ に上ります。戦後植林した人工林は平均林齢が50～60年生となり、蓄積量の増加や一部の立木の太径化などが進んでいます。

そのため、私たちの先人がこれまで熱心に植えてきたヒノキ・スギの人工林については、木材生産林を中心に木材の有効利用を図ることが重要です。また、製材用材の大量供給や、木質バイオマス発電向けの低質材市場の拡大など、日本国内の原木流通や木材産業の構造も大きく変化しています。木材のマーケットに適宜対応し、木材資源を有効に活用することで、山村の経済の活性化も期待できます。

#### (2) 循環利用のための長期の指針

木材を再生産可能な資源として循環的に利用するために、次の指針で人工林を活用します。

##### ① 循環利用のための基本的な考え方

循環利用の主な対象は（A）木材生産林です。これらの森では、P.12に定めた各目標林型を目指して、樹種及び径級の多様性を高める将来木施業を導入し、優良大径木の生産や一部有効広葉樹の活用など、経済性と森林保全の両面で価値の高い森づくりを進めます。

また伐採等の作業においては、森林作業員の安全を最優先とし、安全衛生管理の徹底など林業労働災害を防止する現場づくりを進めます。

##### ② 素材生産

切置き間伐が行われ、採算が見込めるようになった木材生産林では、定性間伐・列状間伐・帯状間伐を行い、木材をできるだけ無駄なく搬出します。経済性を高めるために、既存の間伐の作業システムについて更なる改善が必要です。現在の作業システムに関する生産性を検証し、タワーヤーダなど架線系システムの検討など、地形に応じた効率的な作業システムを導入します。また作業システムと連動した林業用路網を整備します。

利用と保全のバランスを図るため、P.17に定めた保全のルールを守るとともに、間伐時の下層植生の刈払いを極力控えるなど、保全型の作業に努めます。また、木材資源の保続の観点から、一時的な木材価格の上昇等による乱伐を抑えるため、年間の市内伐採上限量の設定を検討します。



<優良大径林づくり>



<高性能林業機械を使った造材作業>

### ③ 流通と木材利用

搬出した原木については、市内の製材工場の相互補完を通じて、地域の木材事業者等へ安定的に供給する仕組みを作り、地域材としての流通促進を図ります。

また、住宅や商業施設等への地域材の利用促進とあわせて、「豊田市公共建築物等の木材利用の促進に関する基本方針（2012年度策定）」に基づき、市内の公共建築物（小学校等）において地域材を更に活用します。その他、主に市民（消費者）を対象とした木育イベント等の開催支援など、木材利用に関する普及啓発に取り組みます。

## 4 森林の把握

広大な森林を管理し、効率的に森林整備や木材生産を進めて行くためには、森林の現状や所有者情報等を的確に把握し、情報の精度を高めていくことが極めて重要です。このため、市が保有する地形図、航空写真、林地台帳や県が保有する森林計画図や森林簿などの広域的な基盤情報に加え、森づくり団地業務による境界測量データなど現地から得られる様々なデータを「豊田市森林GIS」により一元管理し、さらに、これらの情報が効果的に活用できるよう整備します。

また、大規模な森林災害等が発生した場合は、現地調査を実施するとともに、治山事業への要請など状況に応じた対応策を進めます。

## 5 地域材の利用拡大

地域で生産された木材の活用を促進することにより、木材資源の循環利用と人工林の適切な管理を促進します。

### （1）加工・流通体制の構築

地域材の加工・流通の中核を担う製材工場（以下「中核製材工場」という。）が豊田市御船町に整備されることを契機に、木材生産林における素材生産を増大させるとともに、地域の木材事業者等への安定的な木材供給が図られる体制を構築するため、川上（山元）から川中（製材等）、川下（消費者）に至る関係事業者の連携した取組の推進を図ります。

### （2）利用拡大の推進

地域材利用を広く浸透させるには、住宅や商業施設など、市民のライフスタイルや公共的空間の中に、木材を取り入れる提案を積極的に進める必要があります。

伝統建築の家づくりや一点物の家具類等と、中核製材工場等で生産される規格品の木材製品を地域ブランドとして磨きをかけながら、多くの木材関係者等が参画し地域一丸となった取組に対して、積極的な支援をしていきます。

### （3）市民理解の促進

木材の持つ安らぎや温かみ等の快適性や、市の森づくりにおける地域材利用の意義について、木育イベントなど様々な機会を捉えて普及啓発し、市民の理解の促進と意識の高揚を図ります。

## (4) 公共建築物等での木材利用の推進

「豊田市公共建築物等の木材利用の促進に関する基本方針」に基づき、市が建設する低層の建築物は原則木造とし、木造以外の建築物についても内装等の木質化を積極的に進めるとともに、公共土木工事、家具・備品の整備等においても、地域材の利用を進めます。

さらに、国、県、矢作川流域を始めとした市町村、民間事業者等に対しても、関連施設等の木造・木質化を積極的に働きかけていきます。



<原木の集荷（豊田原木流通センター）>



<木造公共施設（寺部小学校・寺部こども園）>

## 6 林業用路網の整備

森林の整備や木材資源の搬出には、林業用路網の整備が不可欠です。特に林業用路網と林業機械等を活用した効率的な木材の搬出を推進するためには、路網の整備が前提となります。木材生産コストを低減させるため、施業の団地化とともに林道・林業専用道・作業道・搬出路の4種類の林業用路網を適切に組み合わせます。また、急傾斜地や破砕帯などへの路網設置を控えるなど、地形・地質条件を踏まえた路線の検討を行い、山地災害の防止に配慮します。

### <各林業用路網と整備・管理方針>

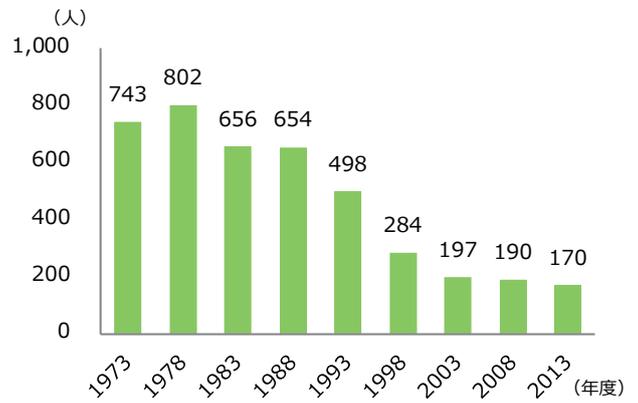
<b>林道</b>	木材生産林を中心に、施業の基幹道路として県と連携しながら整備を進める。
<b>林業専用道</b>	団地化した木材生産林を中心に、トラック（10 t 積程度）による木材搬出を支える道路として整備する。恒久的な維持管理を行う。
<b>作業道</b>	団地化した木材生産林を中心に、小型トラック（2 t 積程度）や高性能林業機械による木材搬出を支える道路として整備する。また継続的な人工林管理や将来の木材搬出に備え、定期的な維持管理を地元が行う。
<b>搬出路</b>	木材搬出のために、高性能林業機械を活用する地域を中心に、クローラ式機械の走行を前提とした構造で、比較的高い密度で整備する。

## 7 森づくり人材の育成

新・森づくり構想を実現するためには、それを支える現場レベルの人材育成が欠かせません。特に、これから取り組む将来木施業や、効率的な作業システムの構築等は求められる技術レベルが格段に高くなり、その担い手となるプロフェッショナルな人材の育成は不可欠になります。

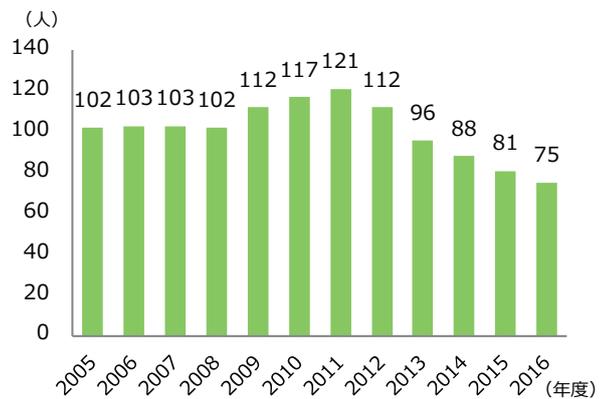
しかし、現場を支える豊田市の森林作業員数は、1978年には800人を超えていましたが、その後減少の一途を辿り、35年後の2013年は170人と約1/5になってしまいました。

市では、新・森づくり構想の実現を担う専門的な知識を持った林業技術者を「森づくり人材」と位置づけ、育成を強化していきます。また人材育成の前提として、森林組合等の林業事業体の安定経営や待遇改善が必須になるため、改善に向けた取組を促していきます。



＜豊田市の森林作業員数の推移＞

(注) 保育、素材生産、育苗、しいたけ等特用林産物生産に従事する者  
資料：愛知県林業労働者就労動向調査



＜豊田市森林組合の近年の森林作業員数の推移＞

(注) 保育及び素材生産に従事する者のみ  
資料：豊田森林組合

### (1) 豊田市の森づくり人材像

豊田市の森づくりを担う人材像を次のように設定し、育成を図ります。

#### ＜各人材に求められる主な知識・技能＞

<p><b>森林作業員</b></p> <p>(主に森林組合職員が対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全に関する十分な知識や技能および法令遵守意識を有する。</li> <li>・100年後の目標林型を目指した将来木施業（針広混交林化含む）を理解して、施業を行う。</li> <li>・森林保全を考慮した上で、効率的な作業システムの実践や道づくりを通じた木材生産を行う。</li> </ul>
<p><b>森林施業プランナー</b></p> <p>(主に森林組合職員が対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地に応じたゾーニングや目標林型を目指した将来木施業（針広混交林化含む）を計画し、森林所有者に提案する。</li> <li>・森林保全を考慮した上で、効率的な作業システムや道づくりを計画し、現場管理も行う。</li> </ul>
<p><b>市フォレスター</b></p> <p>(主に市職員が対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な視点において、総合的な方針を示し、関係機関と調整を図る。</li> <li>・森林保全のルールなど規制的な面について、専門性を生かした指導を行う。</li> <li>・市民や森林所有者に対して、森づくりの普及啓発を行う。</li> </ul>

## (2) 森づくり人材の育成に向けた取組

### ① 森林施業プランナー等の育成

継続的に質の高い人材を育成するには、専門性の高い林業教育機関との連携が欠かせません。また、人材育成には、現場で働きながら定期的に学ぶという研修スタイルが効果的で、ドイツなどでは「デュアル・システム」と呼ばれています。市は岐阜県立森林文化アカデミーなど近隣の教育機関と連携して、「働きながら学ぶ」研修プログラムを開発し、森林施業プランナー、森林作業員等の森づくり人材の育成を図ります。



＜市独自の森林施業プランナーの研修＞

### ② 国内外の林業教育・研究機関との連携による人材育成

市フォレスター等の育成では、関連する大学や研究機関と連携し、研修会の開催や情報交換を行うとともに、ドイツやスイスなど海外の林業教育機関や技術者とも連携を図り、森づくりの知識・技能の向上に努めます。

### ③ とよた森林学校講座の活用

とよた森林学校の大きな目的の一つが、森林作業員の育成です。間伐のうち比較的軽度な切置き間伐を中心として実施するセミプロ的な森林作業員を育成します。

### ④ 「緑の雇用」事業等の活用

森林組合等でプロとして働く森林作業員については、林野庁の「緑の雇用」事業を活用します。「緑の雇用」事業を通じて、新規に採用した1～3年目の森林作業員を教育し、林業の現場への定着を図ります。

### ⑤ 市における専門職員の育成

新・森づくり構想を進めていくためには、市の果たす役割も大きいことから、専門教育を受けた職員の確保・育成に取り組みます。なお森づくりには継続性が求められることから、定期的に専門職員を確保することに留意します。

## ◆コラム◆ 岐阜県立森林文化アカデミー

岐阜県立森林文化アカデミーは、岐阜県立林業短期大学を前身とし、2001年に開校した専修学校です。「森と木のエンジニア科」と「森と木のクリエイター科」の2講座で計40人の学生が毎年入学し、専門講師のもとで、森林生態から伐採技術、路網整備まで、林業・木材産業現場に即応できる人材を育成しています。

市は森林施業プランナー等を育成するため、岐阜県立森林文化アカデミー・豊田森林組合との3者で連携協定を2018年3月5日に締結し

ました。この連携協定に基づいて「働きながら学ぶ」研修を2018年度から開始します。



＜岐阜県立森林文化アカデミーの施設＞

## 8 地域づくりと一体になった森づくり

森づくりは、地域がしっかりと持続しない限り、継続した実行が難しいものです。市は、山里の営み・歴史・文化の継承を通じて、持続可能な山村地域の再生及び活性化を図ります。

### (1) 定住促進と就業機会確保の支援

林業・木材産業関係者の就業機会の確保への支援、山村地域への定住を支援します。

### (2) 都市と山村との交流の促進

林業作業・森林体験・農業体験等により、都市部と農山村部との交流を促進します。また、そのための体験プログラムづくりを進めます。

### (3) おいでん・さんそんセンター等の各種取組との連携による魅力ある山村づくり

市役所の関連部署の取組と連携するほか、おいでん・さんそんセンターや企業・市民団体等が行う様々な取組と連携し、魅力ある山村づくりを進めます。

### (4) 森林文化継承のための取組の支援

里山林を舞台に、古くから行われてきた森林利用を継承するような市民活動が、近年増加しています。市は、これらの活動を森林文化継承のための取組として捉え、積極的に支援します。

## 9 共働による森づくり

継続的な森林管理を行う一環として、市民との共働による森づくりを推進します。

### (1) 市民への活動の場の提供

一部の市有林を開放して、企業やボランティア団体などへ森づくり活動の場を提供します。

### (2) 森づくり活動への支援

森林ボランティア団体については自立を基本としますが、立ち上げ時の技術・知識等の指導、情報提供を行うなど、市民の森づくり活動を支援します。

#### ◆コラム◆ おいでん・さんそんセンターの取組

豊田市は、都市と山村の両方を抱えるまちであり、市域の約7割が森林であることから、「日本の縮図」とも言われています。都市（まち）と山村（いなか）、人と人、地域と企業をつなぐことで、都市と山村が抱える社会課題をお互いの交流によって解決するため、市の目指す「暮らし満足都市」の実現に向けた業務を「おいでん・さんそんセンター」が担っています。おいでん・さんそんセンターの業務は、森林・林業をとりまく課題に限らず、高齢化・空き家・耕作放棄地など、山村地域が抱える様々な社会課題に向き合い、未来の日本の課題を先取りした取組を行っています。



<子どもたちによるシイタケの収穫体験>

## 10 森林環境教育の推進

市民が森づくりに関する理解と関心を深めることができるように、森林環境教育を推進します。とよた森林学校を中心に、様々な講座を提供していきます。

### (1) 市民への普及啓発

とよた森林学校等を活用し、一般市民への森林・林業に関する普及啓発に努め、森林問題に関心を持つ「森の応援団」を一人でも多く育成していきます。

### (2) 学校教育との連携

長期的視野に立って森づくりを推進していくためには、小中学生のうちに森林に親しんだり林業作業等を体験することにより、森林を身近に感じられるようにすることが効果的です。そのために、学校教育と連携を取りながら、森林環境教育を推進していきます。

## 11 とよた森づくりの日及び森づくり月間

条例で「とよた森づくりの日」を10月26日、「とよた森づくり月間」を10月と定め、その日及び月を中心として、森づくり全般に関する情報や市の施策に関する情報を各種イベントや市広報等を通じて提供し、市民への普及啓発に努めます。

なお、このとよた森づくりの日は、2003年に藤岡地区にて開かれた第27回全国育樹祭の開催日（2003年10月26日）を由来としています。

## 12 都市近郊林の保全

都市部周辺に残された森林については、都市住民の憩いの場や景観として貴重なものがあります。このような都市近郊林については、「豊田市自然観察の森」のような形態で保全・活用するとともに、地域や所有者の理解を得て、必要に応じて都市計画法や都市緑地法などによる地域指定で保全を図ります。

### ◆コラム◆ とよた森林学校

豊田市は、2006年度に、市町村単位では全国初の事例となる「とよた森林学校」を開校しました。間伐等林業作業者の育成と市民の森林・林業に関する意識の向上を目的とし、2016年度までの11年間で延べ10,000人以上の参加がありました。また、学校等の依頼により計42回（2016年度）の森林環境教育や林業体験出前講座を開催しました。

学校の運営は豊田森林組合に委託するとともに、NPOとの連携を図っているのも特徴です。



<森林観察リーダー入門講座>